11月は「いじめ防止強化月間」です

期間:令和3年11月1日(月)~令和3年11月30日(火)まで

趣 旨

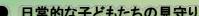
学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会 総がかりでいじめの根絶に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然 防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

- 学校いじめ防止基本方針をもとにした、取組の振り返り
- 学校全体での体制づくり
 - ●実態把握 ~いじめの積極的認知、早期発見・早期対応~
 - 方針の明確化 ~解決に向けた適切かつ誠実な対応~
 - 取組 ~チームでの適切な対応と取組の成果と課題の検証を~
- 仲間とともに問題を解決しようとする子どもたちの自発的・自主的な学校づくり
- 仲間づくりや自己有用感を高めることを目的とした授業・校内活動の推進
- 児童会・生徒会を中心とした啓発活動
- スマートフォン等の適切な使用の指導
- いじめの予防・早期発見のために日常から家庭との連携

人ひとりの子どもが 輝くために



- 子どもたちが発するサインをキャッチ
- 子どもが助けを求めやすい環境づくり
- 親子で共感できる活動
- 子どもの自尊感情を高める日常の言葉かけ
- 家族そろっての地域活動への参加
- スマートフォン等の適切な使用



- 地域行事等を通しての子どもたちとの交流
- 地域の子どもとして守り、育てる環境づくり
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくり

日常的な子どもたちの見守り

4月と11月は

「いじめ防止強化月間」です



趣旨

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

いじめって何?

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等<u>当該児童等と一定の人的関係</u>にある他の児童等が行う<u>心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。</u>)であって、当該行為の対象となった児童等が<u>心身の苦</u>痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より (平成25年9月28日施行)

具体的には・・・

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを 言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な ことをされる 等

保護者のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解 するとともに、日頃から大人が規範を示しま しょう。

- ○子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が見本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- ○子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- ○いじめの防止、発見、措置に学校等と 連携し、協力しましょう
- ○親子で共感できる活動をしましょう
- ○家族そろって地域活動に参加しましょう

地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもを守 り育てていきましょう。

- ○日常的に子どもたちを見守りましょう
- ○地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- ○いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関(教育委員会)等へご連絡ください
- ○異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりを しましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組みましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務(第8条)、県民及び事業者の役割 (第9条)に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

インターネットや携帯(スマートフォン等)を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

保護者の責務 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット利用の ルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。

保護者の義務 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」 を申し出る義務があります。

事業者の義務 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。 フィルタリングを解除するには、保護者(親権者)の同意が必要です。

三重県教育委員会事務局 生徒指導課